

一以後自由と、のふハ、左右の隣座へ届断罷立本座へ口直に退出すべし、急病ならば職事を以總檢校二老三老へ理り届て可歸宅事、但三獻過バ自由と、のふべし。

一守宮神かけまきする時節職火を改、身を清むべき事、

一守宮神御仕社なれば、一代猿喰間敷事、

一守宮神御影前にて珠數持事、總檢校二老三老に限る事、

〔當道要集〕當道座中の祖神天夜の尊ハ、山城國宇治郡山科郷四宮村柳谷山に跡をどめおはします四宮是也、抑此尊ハ、人皇五拾四代仁明天皇第四の皇子、光孝天皇御同腹の御弟人康親王の御靈をまつり奉らせ給ふ。○略 斯て、宮貞觀十四壬辰年五月五日、御年四十二歳にて薨せさせ給ふ、二月十七日といふ説もあるといへども實に五月五日世を去り給ふと、三代實錄に見えたりと、四宮傳記にのする所なり、小野小町、此宮の御事をもてはなされて、いとおしみ深く思はれけるにや、

けふき、しかなしの宮の山風に亦あふ坂も嵐とぞおもふ、といふいたみの和歌を奉られけるとかや、此歌ハ、小野の家集に有と承り候ひき、夫より十三年を過て、元慶八甲辰のとし式部卿時康の宮陽成の御讓をうけさせ給ひて御即位あり、小松光孝天皇とあがめ奉る、翌年改元ありて、年號仁和にあらたまる、右仁和元乙巳の年十一月十一日、人康親王の御靈に天夜の尊と申す、神號を奉らせ給ひて、社を四宮と號す、則山科郷四宮村柳谷山にいは、せ給ふなり、時に御母皇太后宮人康親王の御在世の御事思召忘れず、近國より參集して、此宮のかたはらに御宿直申せし瞽者共に、官を勅許ならば、天夜尊の御追善ともなり、限りなき御恵にて候ハんと奏せさせ給へば、天皇ゑい感ましくて、やがて仁和二丙午年二月十七日に、瞽者に檢校勾當の二官を宣下せらる、是しかしながら、天夜尊の御神恩といひつべし、猶其以後時々折々御代々御恵をいた、